

しまね1Day 仕事体験情報提供事業実施要領

(目的)

第1条 ふるさと島根定住財団(以下「財団」という。)は、インターンシップの推進に当たっての基本的考え方(文部科学省・厚生労働省・経済産業省通知)に基づき、学生が在学中に自らの専攻又は将来のキャリアに関連した就業体験をするといった学生の教育プログラムとしてしまね学生インターンシップを実施している。一方で、しまね産学官人材育成コンソーシアムインターンシップ推進委員会において、地域を支え・地域で活躍する若者の育成と県内定着を図る観点から就職活動に向けての効率的な1日程度の単位での仕事体験又は企業見学を増やす必要があり、学生等に当該情報を提供する取組みについて県内企業と学生との仲介機関である財団としての役割を果たすため、本事業を実施することとする。

(実施内容、実施時期等)

第2条 財団は、しまね1Day 仕事体験(第3条に規定する対象企業が県内事業所で実施する1日程度の単位での仕事体験又は企業見学をいい、オンラインでの実施を含む。)のうち財団が別に定める期間(概ね10月頃から翌年2月末までとする。)に実施されるものをジョブカフェしまねサイト(以下「サイト」という。)において掲載し、サイトを閲覧する学生等が当該事業への申込みを円滑にできる環境を整備することにより情報提供事業を実施するものとする。

2 財団は、第4条の規定により申し込んだ企業が次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、当該企業の情報を掲載しないものとする。

- (1) 対象企業が県内事業所で当該事業を実施していない場合
- (2) 対象企業が学生に仕事の体験又は企業の見学の場を提供していない場合
- (3) その他しまね1Day 仕事体験情報提供・広報事業の趣旨に照らし財団が不相当と判断する場合

(対象企業)

第3条 対象企業は、島根県内に事業所を有する企業とする。

(企業の申込み)

第4条 しまね1Day 仕事体験を実施する企業でサイトへの掲載を希望する者は、本要領に基づき別に定める期日までにサイト申込フォームにより申し込むものとする。

2 前項の規定により申し込むことができる者は、サイトの企業登録をした者に限る。

(その他)

第5条 しまね1Day 仕事体験の実施主体は各企業であり、財団は当該事業に学生が円滑に申し込むことができるように各企業のホームページ等へのアクセスについての環境の整備のみを行う

ものとする。

2 本要領に定めるもののほか必要な事項については、財団事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。